

一般社団法人 福井県作業療法士会

正会員の休会に関する規程

平成 27 年 5 月 17 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、一般社団法人福井県作業療法士会（以下、本会という）の正会員の 特例としての休会に関し必要な事項を定めるものとする。

(休会理由)

第 2 条 正会員は、次の各号の理由により休会することができる。

- (1) 出産・育児、介護
- (2) 長期の病気療養
- (3) その他理事会において承認された理由

(期 間)

第 3 条 休会期間は、1 年度単位とし、理事会において休会が承認された日の属する年度の 翌年度 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

2 休会は、最大で 5 回を限度とし、連続的若しくは断続的にとることができる。

(条 件)

第 4 条 正会員は、次の各号の条件を満たし、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に開催される理事会において承認を得ることによって休会することができる。

- (1) 日本作業療法士協会が定める休会届に必要な事項を記入したものの写し、または日本作業療法士協会の休会を証明できるものを、休会しようとする年度の前年度の 2 月 末日までに事務局に提出すること
- (2) 日本作業療法士協会が定める規程に則って、協会への休会届が提出されていること
- (3) 休会しようとする年度の前年度までの会費が完納されていること
- (4) 過去の休会期間が通算 5 年度に達していないこと

(義務の免除)

第 5 条 休会する正会員は、理事会によって承認された休会期間の会費納入が免除される。

(権利等の停止)

第 6 条 休会する正会員は、次の各号の権利が停止される。

- (1) 代議員選挙及び役員候補者選挙の選挙権及び被選挙権
- (2) 社員にあっては社員総会での議決権
- (3) 本会が主催する学会及び研修会への参加（但し非会員としての参加は除く）
- (4) 機関誌、学術誌、その他協会発行物の受取

(会員履歴等の取扱い)

第 7 条 休会期間は、正会員としての在籍年数に算入されない。

2 休会期間中の研修受講履歴は無効とする。

(復会)

第 8 条 休会した正会員は、第 9 条に規定する休会延長若しくは第 10 条に規定する退会の手続きを行わない限り、翌年度から自動的に復会する。

2 休会中の正会員で、年度途中からの復会を希望する者は、日本作業療法士協会が定める復会届に必要な事項を記入したものの写し、または日本作業療法士会の復会を証明できるものを事務局に提出し、当年度の会費を納めることをもって復会することができる。但し、第 6 条の各号に示した諸権利は、復会手続きが完了した翌日（その日が休業日に当たる場合は、休業日の翌日）から準備を始めて可能となる範囲でのみ行使できるものとする。

(休会延長)

第 9 条 休会中の正会員で、引き続き翌年度も休会を希望する者は、当該休会期間内の 2 月末日までに、日本作業療法士協会が定める休会届に必要な事項を記入したものの写し、または日本作業療法士会の休会延長を証明できるものを事務局に提出し、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に開催される理事会において休会の承認を得ることによって休会を延長することができる。但し、当該休会期間が 5 回目である場合は、休会の延長は認められない。

2 休会延長が理事会で承認されなかった場合、休会中の正会員は、理事会が指定する期限内に第 10 条に規定する退会の手続きを行わない限り、翌年度から自動的に復会する。

(退会)

第 10 条 休会中の正会員で、当該休会期間の終了をもって退会を希望する者は、当該休会期間内の 3 月 31 日までに、理事会が定める退会届に必要な事項を記入し、会長に提出することとする。

(会員資格の喪失)

第 11 条 休会中の正会員で、日本作業療法士協会が定める休会規程に則って会員資格を喪失した者は、当該休会期間の年度末をもって福井県作業療法士会会員資格を喪失し、会員番号・会員履歴・生涯教育履歴等の会員情報もすべて消失する。

(規程の変更)

第 12 条 この規程は、理事会の承認によって変更することができる。

附則

1 この規程は、平成 27 年 5 月 17 日より施行する。